七四〇三・一二	ワイヤバー	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・一三	ビレット	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・一九	その他のもの	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税

別表第七四〇三・一二号及び第七四〇三・二九号を次のように改める。

七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	
	一　課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき一五円
	二　課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え五〇〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税

別表第七八〇一・一〇号中

「	精製鉛	
	一　課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	二　課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税
」を		
「	精製鉛	
	一　課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの	一キログラムにつき八円
	二　課税価格が一キログラムにつき一七二円を超え一八〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一八〇円との差額
	三　課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの	無税
」に改め、同表第七八〇一・九一号中		
「	一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）	二・八％
	二　その他のもの	
	(一)　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と一七〇円との差額
	(二)　課税価格が一キログラムにつき一六五円三七銭を超え一七〇円以下のもの	無税
	(三)　課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの	二・八％
」を		
「	一　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）	二・一キログラムにつき八円
	二　その他のもの	
	(一)　電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五％を超えるものに限る。）	二・一キログラムにつき八円
	(二)　その他のもの	無税
」に改め、同表第七八〇一・九九号中		